

事務所通信 かわらばん めのかわ

第98号
2015年9月1日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所
（株）布川計算センター
編集責任者 松本 亮

2015年10月からスタートする【番号制度(マイナンバー)】とは？

第4課 石川 吉夫

民間企業でも様々な対応が必要です。制度のあらましを掲載しました。



1. マイナンバー（個人番号）と法人番号

| 項目 | マイナンバー（個人番号） | 法人番号 |
|------------|--------------------------------------|------------------|
| 桁数 | 12桁 | 13桁 |
| 通知元 | 市町村長 | 国税庁長官 |
| 通知方法 | 通知カード（全員に郵送） | 書面通知 |
| 通知時期 | 平成27年10月以降 | 平成27年10月以降 |
| 番号の利用目的の制限 | あり 法令・条例で定めた範囲内でのみ利用可能（税・社会保障・災害救助等） | なし 官民を問わず自由に利用可能 |
| 番号の検索 | 不可 | 可 |

2. 今後のスケジュール

| | | |
|------------|--|--|
| 平成27年10月から | お手元に マイナンバーを通知します。 必ず保管されますように！ | 住民票の住所に通知が届きます。 <u>住民票の住所と異なるところに</u> お住まい方は異動届をお願いします。 |
| 平成28年1月から | 社会保障、税、災害対策 の行政手続きでマイナンバーが必要になります。申請書には、個人番号カードを交付します。 基礎年金番号との連結は延期で調整になりました。 | |
| 平成29年1月から | マイナポータル が開始予定です。 (自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイト) | |

3. マイナンバー導入の目的



1. 行政の効率化
作業の重複などの削減

2. 国民の利便性の向上
行政機関の情報の確認

3. 公平・公正な社会の実現
給付を不正に受取ることを防止

4. マイナンバー利用の対象分野

平成 28 年 1 月から、**社会保障・税・災害対策**の**行政手続き**でマイナンバーが必要です。



| | | |
|---|---|--|
| <p>年金の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認 給付医療保険の給付請求 福祉分野の給付、生活保護など</p> <p>社会保障</p> | <p>税務当局に提出する確定 申告書、届出書、調書な どに記載 税務当局の内部事務など</p> <p>税</p> | <p>被災者生活再建支援金の支給 被災者台帳の作成事務など</p> <p>災害対策</p> |
|---|---|--|

5. マイナンバーに関する責務・制限・罰則

事業者またはその事業員等が行為者になり得る罰則

| | 行 為 | 法 定 刑 |
|---|---|---------------------------|
| 1 | 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供 | 4年以下の懲役or200万円以下の罰金 or 併科 |
| 2 | 上記の物が、不正な利益を図る目的で、マイナンバーを提供、または盗用 | 3年以下の懲役or150万円以下の罰金 or 併科 |
| 3 | 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、または財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得 | 3年以下の懲役or150万円以下の罰金 |
| 4 | 偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得 | 6か月以下の懲役 or 50万円以下の罰金 |

編集後記

厳しい残暑が続いておりますが、いかがお過ごしですか。本稿では、現在注目を浴びているマイナンバー制度の概要について掲載致しました。関与先の皆様にもマイナンバー制度に対応するための体制作りを進めていただけるよう、当事務所が全力でバックアップ致しますので、是非ご相談ください。

(松本 亮)